

笛吹市職員の懲戒処分について

令和4年11月17日付で笛吹市職員の懲戒処分を行いましたので、笛吹市職員の懲戒処分の公表に関する基準に基づき、次のとおり公表します。

1 事案

消防本部消防署出張所職員の職務怠慢の件

2 事案の概要

被処分者は、勤務時間に、正当な理由がなく離席し私用のスマートフォンで視聴を行うなど、長期にわたり職務怠慢な行為を繰り返し、それに対して上司から再三指導を受けたにもかかわらず勤務態度を改めることもなく、業務に支障を生じさせるとともに、部下の職員に精神的苦痛を与えた。

このことは、地方公務員法第35条の「職務専念義務に違反」に規定している行為であり、法第29条第1項第1号の「法令に違反」に該当するとともに、被処分者の勤務状況は、同法第29条第1項第2号の「職務を怠った行為」に該当するため。

3 処分内容

(1) 被処分者

消防本部消防署出張所 所長

50歳代

(2) 処分

減給10分の1 6か月

(3) 処分事由

地方公務員法第29条の規定による懲戒処分

4 処分年月日

令和4年11月17日